

第七回 参議院厚生委員会會議録第十八号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)午前
十時三十九分開会

本日の會議に付した事件

○医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○フロレンス・ナイチンゲール章授與に関する件

○青少年飲酒防止法案(堀井伊介君外二十一名発議)

○公聴会開会に関する件

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小委員の選任の件

○委員長(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。

医療法の一部を改正する法律案を議題にいたします。質疑を続行いたします。

○井上なつゑ君 この前の質疑でどの程度医療法の改正問題について御質問があつたか存じませんが、この診療科名と少し離れて医療法全般のことについて少し承りたいのでございますが、

現行の医療法によりますと、あの法律が出されましたから五年の間に病院、診療所を整備しなければならぬといふことになつておりましたのですが、

今日の程度に日本の病院、診療所は整備されておりますか。その状況を承りたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 医療法を制定いたしましたから病院の整備の状況

第八部 厚生委員会會議録第十八号

昭和二十五年三月十四日【参議院】

につきましましては、本昭和二十四年度の予算におきまして、医療監視に要する費用を出して頂きました。昨年の春以来、病院監視に關します計画を立て、夏頃以降各県に委嘱いたしました。個々の病院につきましましてこれの實情を調査をいたして貰つておるのでございませう。当初の予定は、昨年の十二月に全部完了して一月に私共の方へ全国から報告が参ることに相成つておつたのでありますが、地方庁の段取りが若干遅れまして、まだ報告のありまして、盛んに只今督促をいたしてあります。これが参りますと、医療法に規定してあります各種の項目につきましまして一通りの結果が詳細に分ると考へておるのであります。私共いたしましたしましては、この調査の結果を取りまゝとしまして、病院が現在の程度であるかといふことと同時に、又将来の方法、手段につきましまして検討したいと思つております。今日のところではまだ具体的にお答えするまでに、資料がまゝとまつておりません。

○山下義信君 監査の状態はいつ頃分りますか。

○政府委員(久下勝次君) 今盛んに督促をいたしておるのでございますが、まだ半数にちよつと足りないくらいしか報告がまゝとまりませんが、困つておるところでございませう。

○山下義信君 今、井上議員の質問の点は、非常に重大であると思ひますが、久下次長の答弁で了承しましたが、

凡そ半数くらい報告がまゝとまつたらば適當な機会に成るべく速かに中間報告と申しますか、今日の段階に分つておる程度でよろしいと思ひますから一つ報告を成るべく承りたいと思ひますか。

○政府委員(久下勝次君) 畏まりました。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御質問ありませんか。質疑をこの程度で終了することに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 大変簡単な法律でもございませう。討論を省略いたしまして直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) それでは井上委員の動議のごとく、討論を省略して採決に入ることの御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 大変簡単な法律でもございませう。討論を省略いたしまして直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) それでは井上委員の動議のごとく、討論を省略して採決に入ることの御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 大変簡単な法律でもございませう。討論を省略いたしまして直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 大変簡単な法律でもございませう。討論を省略いたしまして直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 大変簡単な法律でもございませう。討論を省略いたしまして直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。直ちに討論に入りたくと思ひますが、御異議ございませんか。

本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ふことに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。尚本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
山下 義信 紅露 みつ
井上 なつゑ 小杉 イチ
堀井 伊介 竹中 七郎
藤森 眞治 石原幹市郎
穂積眞六郎

○委員長(塚本重蔵君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないものと認めます。

○井上なつゑ君 幸い本日は医務局の次長さんが出で下さいましたので、ちよつとお伺ひ申して置きたいことがございませう。それは外でもございませうが、去る九日に赤十字社におきまして、看護事業のために功績のあつた四人の看護婦が国際赤十字委員会から送られた看護婦最高の名譽でございませう。フロレンス・ナイチンゲール章が授與されたのでございませう。これは御承知のように厚生大臣もお出ましになつて頂き、祝辭を頂戴いたしました。非常に日本の看護婦一同このことに關しましては名譽に心得て喜んでおる

のでございませうが、たま／＼新聞の記事に一日でございませうか、こうした看護婦が東京へ出ましてこの記事を受けましていつの際に、大変に心準備と申しませうか、いろ／＼／＼／＼う人達を過する準備が足りなかつたじやないかといふようなことが出ましたので、或る一部のところからさういう声が出たのでございませうと存じますが、受章者一同は非常にこれに對して恥かしく感じておるのでございませう。御承知のように看護事業と申しますものは三十年も四十年もそれに従事してございませうか、お金でございませうか、さういふもので買えるような仕事ではないのでございませう。本當に貴い仕事でございませうのに、僅かのお金で新聞に載せられたといふことは非常に恥かしいと言つて、受章者はどうしたらよろしいとございませうかといふようなことを実は昨日国会を傍聴させて頂きましてそのときの話に出ておりました。併しこれは又考へますのに一面の眞理だと存じます。あの人達は凡そ月給最高七十円か八十円の時代に勤務をいたしまして、さうして辞めた人が多いのでございませう。一人の看護婦の言いますのは、三十五年間赤十字社に職を奉じて、退職金七千円貰つて帰りました。さういう人達を九州、中国から呼びまして、さうしてあつた新聞の記事に載りましたやうな、一万円のお金を頂いてといふことになつて、本當に一面考へてあげますことは非常にこれは大

きなことじゃないかと存じております。殊に赤十字の卒業生とか、看護婦の或る者が申しますのには、どこに泊つてどうしておられるの、どこに泊つるかというのをたび／＼私も聞かれました。私も赤十字社の方に聞いてやりましたところが、赤十字社の方では幸いこの頃赤十字社では宿泊所を設けておる。だからそこに泊めるからというふうな話でございまして、実は私共安心をしておりました。ところが伺つて見ますとあつた、若い人ならよろしくございませうけれども、もう六十八、七十になる人があつた、ただの軍隊の毛布に寝かせてあつたというふうなことがあつて、誠に私共、どうも自分達の心の準備が至らなかつたということを恥じておるのでございませう。一面厚生省といたしましてはどういうふうなおつてもいいでなつたかということが、昨日そういう話が出ましたので、これは赤十字社だけの責任ではなしに、厚生省に少くとも看護婦ができました以上は、日本国中の看護婦問題は凡そ把握しておつて頂かなければならない関係だと存じますが、ナイチンゲール章を貰うのが赤十字だけの責任だということは余りにも事が小さくなる。殊に国際的な繋がりを持つておられて、世界中に二百何十人しかあつたという記章を貰つた人がない。厚生省としましてはもう少し、赤十字社から連絡がなかつたのかも知れませんが、もう少しお立場で、看護婦を見て欲しかつたというふうな気持ちがあったので、お話をいたしましたところ、赤十字社にも責任があるけれども、厚生省にも一つの責任があるの

じやないか。厚生省としては、今後こういうことが、大凡そこうしたナイチンゲール章を頂きますのに、一万や二万のお金を頂きますのに、それを貰う者が、それを旅費の足しにしなくちゃならないというふうなことは、実に考えられるべきことで、一生奉仕をいたしまして、一万円の旅費がないというふうなことでございまして、これからの看護婦はそういうことがないよう、厚生省でも大いにそういうことを気を付けて頂かなければならぬと同時に、若しそういうナイチンゲール章を貰うというふうな世界的な行事の、ございまして、もう少し厚生省で大きく見て頂いて、厚生省の方で何かして頂くとか、もう少し何かその人達を呼んで座談会でも開いて頂いて、そうして後進者のために大いに声を挙げて頂く、單に四人の名譽じやございませんで、あつたことがございまして、日本国中の看護婦の地位の向上でありますのに、一方で古い看護婦だらけに取扱い、又看護婦の裏面を曝け出すというふうなことになるかと、これは看護婦の地位が向上するどころか、却つて又悪くなるのでございまして、厚生省で一つ大いにお考えを頂きたいと存じますのでございまして、幸いに医務局長さんがおいでになつておられますので、どういふふうなお気持ちでいらつしやいますでしょうか。御意見が承られましたら非常に有難いと存じます。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を止め
て。
〔速記中止〕
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。久下政府委員。
○政府委員(久下勝次君) 日赤の看護婦数名の人がナイチンゲール章を授與されたという事は、確かにお話の通り国際的な名譽のことでありまして、我が国の看護事業の向上のために、非常に意義の深いことであつたと考えております次第でございまして、ただこの問題につきましても、実は厚生省を通じてのさういふお話を特別にございまして、直接この赤十字社に對してのお話であつたように承知をいたしておるのでありまして、私共としてはただ關係者として個々人に授章式に對して参列をするような案内状を頂きましたような実情でございまして、勿論それは政府といたしまして、お話の通りに我が国看護事業全般の問題でございまして、厚生省としてこの問題につきましても御指摘のように努力の足りませんでしたことは、大変お詫な感にしております。今度の問題としては済んでしまつたので、大変お詫ながら申訳ないと存じますが、今後の問題といたしましては、さういふ考え方から私共といたしまして、十分この点につきましても熱意と努力とを注ぐべきであると、さういふ考える次第であります。

○委員長(塚本重蔵君) 井上委員御了承になりましたか。
○委員長(塚本重蔵君) 今の上委員の發議は、大體緊急質問の形と存じますが、御異議ございませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さいませうか。
○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。先ず提案者の説明をお願いいたします。
○姫井伊介君 この法案の發議者は十二名であります、發議者のお許しを得まして提出の理由を申述べたいと存じます。
御承知の通りこの法案は第一回国会におきまして青少年禁酒法として小杉イ子委員から提案されたものであります、その後いろいろの経過からいたしまして、名称なども途中青少年飲酒取締法としたことがありますが、今回は更にそれを青少年飲酒防止法といたしまして提案することになつたのであります。この提出の理由は、この法案の第一條に書いてあります目的を達成するためでありまして、即ち「青少年の自覺と克己並びに國民の理解と親切により、青少年が飲酒になじまないようにすることによつて、その天分の素質を養護し、心身共に健全で優良な國民を育てることを目的とする。」としてあります。これが理由になるわけでありまして、殊に近時の社会情勢からいたしまして、青少年の不良化乃至は犯罪化の傾向が非常に悲しむべき状態にあり、その数又増加の一途を辿つております点からいたしまして、こ

ういふ法律によりましてその不良化、犯罪化に關係を持つております重大なる一面面を断ち切ることも必要だと考えられるのであります。理想的に申しますならば、かくのごとき法案は要らないものだと思つておりますが、現段階におきましては止むを得ざるものとして、こ

○委員長(塚本重蔵君) お諮りいたしますが、各條に互つて説明を聴く必要が有りますか。
○山下義信君 本案についてはいろいろ質疑も御意見もあつたと思つたので、この前に日数の關係等もありまして、この法案は実は社会立法とでも言えるものであります。従つて相当社会の輿論に聽いて見る必要が多分にあるかと思つたので、本案に關しましては、審議の途中におきまして公聴会を開催するのが適當ではないかと考えます。審議は審議といたしまして、一方公聴会開催の手続をいたしますようお諮り願ひたいと思つたので、動議を提出いたします。
○藤森眞治君 只今の山下委員の動議に賛成いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御意見ございせんか。山下委員發議のごとく、本案審議のために公聴会を開くことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。つきましては参議院規則に關しまする諸般の手續につきましては委員長に御一任願うことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。尙日時についても後程御相談申上げて決定することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) それでは決定いたします。

○山下義信君 本案の審議は本日はこの程度に止めて置いて頂きたいと思ひます。他の日程の議案にお移り願ひたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 山下委員の動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) それではこの際厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題にいたします。質疑を前回に引續いて続行いたします。

○藤森眞治君 ちよつとお尋ねするのですが、現在の被保険者の保険料率といふものは大体どのくらいになつておりますのか、それから任意継続をやつた場合にどうなるのかという、ちよつと数字を一遍御説明願ひたい。

○委員長(塚本重蔵君) 局長は今日差

支がございしますので、厚生年金保険課長が説明に見えておりますから……。

○説明員(和泉武夫君) 厚生年金保険の保険料率につきましては、恒常料率と暫定料率とございまして、恒常料率につきましては、男子の被保険者は百分の九・四でございまして、女子の被保険者は百分の五・五、坑内夫につきましては百分の十二・三となつてゐるのでございまして、併し先般の法律改正によりまして暫定料率、養老年金の計算の基礎になります標準報酬を三百円に、低額に止めましたために保険料率も約三分の一に低めましたので、ここに暫定料率という定めを置いたのでございまして、暫定料率につきましては、男子の被保険者につきましては百分の三、女子の被保険者につきましては百分の三・五と相成つております。尙任意継続被保険者の数でございますが、これは被保険者であつた期間が十年以上を経なければ任意継続被保険者になれませんが、現在では厚生年金は昭和十七年より施行になつております関係上該当者はございせん。坑内夫の一部につきましては二十五年間あたりから實際の該当者が出て来るというやうな見込になつておりまして、現在では一人も該当者はないことになつております。

○藤森眞治君 任意資格者はいわゆる十年以上経つた者は、その保険料率は今のお話になつた料率で行くのですか。それとも違ふのですか。

○説明員(和泉武夫君) 只今申上げましたのは強制被保険者をいうのでございしますが、任意継続被保険者につきましては恒常料率につきましては百分の

七・八の決りが從來あります。これにつきましては從來その暫定料率に決つてなかつたものでございしますので今回同様に約三分の一の引下げた、つまり百分の二・六というやうな料率を決めたいということであるのでございまして、次第でございまして。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御質問ありませんか。……皆さんから御質疑のある間に私も一、二質問して置きたいと思ひますが、現在厚生年金積立金が相当膨大な額になつておりますが、この厚生年金の積立金をしております者が、中途で職を辞めて、而も脱退手当を貰わないで、掛けつばなしで退職してゐる者が相当あると思ひますが、その多くの積立金の中には、そういう権利を喪失いたしました者が掛けつばなしにしている金がどれくらいある見込ですか。

○説明員(和泉武夫君) その資料は只今できておりませんが、お答えができませんのでございしますが、辞めた者の大部分は脱退手当金の支給を受けて、一応資格期間が打ち切られてゐるというやうに存じているのでございしますが、お話を資料につきましては只今手許に持合せてございせんので、お答え申上げることができません。

○委員長(塚本重蔵君) 脱退手当について、五年以上継続しておつて脱退した者でなければ脱退手当を出さんとか、そういう規定がありますか。

○説明員(和泉武夫君) 普通原則として五年以上で、而も五十歳以上の者でなければ脱退手当金の支給を受ける資格はないのでございしますが、ただ女子につきましては結婚、分娩のために辞めた者、或いは男女共に死亡し

た場合には六ヶ月以上でありまして、脱退手当金の支給を受けるというやうな規定になつております。

○委員長(塚本重蔵君) この脱退手当金支給を、今の五年という年限をもう少し短縮する必要があるのではないのでしょうか。勿論工場など転々變つた場合には、前の分を継続するということにはなつてゐるのですが、手続上そういうことが取られてゐるのが少いのではないかと。それから又事実上五年未満で辞めて行く者が相当多いのではないかと。こう思うのですが、従つても脱退手当を出す五年というのを、二年とか三年とかいう程度まで引下げる必要がないでしょうか。

○説明員(和泉武夫君) 脱退手当金の支給につきましては、いろいろ疑問があるものでございまして、当局といたしましては社会保険制度審議会の結論等もお伺ひいたしました上、その上将来の改正につきまして考えたい、かように考えております。

○委員長(塚本重蔵君) それからもう一つは、この暫定保険料率として非常に引下げられてゐるのでありますが、それでも尙且つ毎年多額の金が積立てられて行く。勿論積立てて置かなければ支給期が参りました場合の準備費として、それが必要であることは言うまでもないが、今の状況から見ても、現行の暫定料率をもつと引下げてても運営ができるのではないかと想像できますが、その点のお考えは……。

○説明員(和泉武夫君) 大体現在の保険経済の上から申しまして、現在の保険料率など最低のものであるというやうに考えておるのであります。

○委員長(塚本重蔵君) 重ねてお尋ね

いたしますが、それは養老年金の最高を三百円というやうな程度に止めてある関係もありまして、この養老年金なり、その他の額を、一方において今日の金の価値等から考へて、これを時世に合うやうに改正する必要はありませんか。

○説明員(和泉武夫君) 只今のお話、御尤もでありまして、当局といたしましてはなるべく早い機会に経済情勢の見通しをつけまして、現在の三百円の枠を取拂ひたいと思ひますが、その時期その方法等につきましては、いろいろ検討を要する点もございまして、すべて社会保険制度審議会の御意見等を伺ひました上で、考へて行きたいと思つております。

○委員長(塚本重蔵君) それから尙この積立金を有効に使用することについて、何かお考えはありませんか。この問題については各方面からいろいろの金を有効に使はれて呉れという希望が出てゐるわけですが、その間にいて厚生省はどういう努力をしておられますか。

○説明員(和泉武夫君) 積立金の問題につきましては、積立金の運用の利率の引上げと、これを福祉施設資金に使うという二つの問題があるものでござい

積立金の運用利率の引上げにつきましては、昨年十月從來三分五厘でございまして、定期預金を四分に引上げをするということになりました。又昭和二十五年におきましては、大蔵省と交渉の結果、大体これを四分五厘に更に引上げるといふやうな話になつていたのでござい

たのでござい

それから福祉施設資金にこれを低資

融通するという問題につきましては、従来大蔵省並びに関係筋と交渉を重ねていたのですが、只今までのところ昭和二十一年の關係方面の指令に基きまして、この途が再開されておられないのでございます。併しながら一面この資金の融通につきましては、各方面より熾烈な要望もございまして、当局といたしましてこの再開につきましても従来も努力を続けている次第でございますが、今後その努力を更に継続いたしまして、そうして一日も早くこの資金の融通が再開できますように取運びたいと考えておる次第であります。

○藤森眞治君 ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。

その次に厚生年金保険法中改正法律の一部を今度又改正せられるのですが、そうして退職積立金、退職手当を二十五年四月十日現在で全額を拂戻してしまおうという改正案ですが、この場合事業主側に四月十日を期限として、その翌日に支拂わせるといふようなことが事務の取扱上できるかどうか。こういうことが事業主の方で用意万端を整えられるか。ここに翌日とはつきりしてしまつたのには行われるという確信の下に改正せられたと思うのですが、もう少しこれは余裕を持たせる必要がなかつたか。嚴格にこれをやり得るかどうか、取扱ひ或いは見通しについてお伺ひして置きます。

○説明員(和泉武夫君) この退職積立金及び退職手当は昭和十九年に法律の

廃止と同時にすべて廃止の日を以てこれらの金はそれ／＼事業主が一切計算をいたしまして、そうして自分の手許に保管して現在参つて来ておるのであります。手続につきましては、それ以前に打合せ等、各府県の保険課等を利用いたしまして、十分その法律の趣旨の徹底を図りまして、支拂事務に遺憾のないようにいたしたいと思つておる次第であります。

○委員長(塚本重蔵君) これは全部退職手当というものが労働者名義の貯金通帳の形式に積立てられておる場合には割合に簡単に拂戻せられますが、そうではなくて、準備積立金の制度を採用しておる工場においては、必ずしもそれがしてない。且つあの法律によると準備積立金の中でも、労働者側との協議上ではその一部を他に利用することが出来る。こういう規定があるが、そういう規定によつて他にすでに流用しておるといつたようなものもなきにしてもあらうと思ひますが、そういう關係について多少の支障があるのじやないかと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(和泉武夫君) 昭和十九年の法律廃止の当時、労働者は円満退職の事由で一応法律の擬制を以ちまして計算はすべてついておるわけでございます。その後厚生省より地方庁を通じて、成るべく早くその資金を充足するといふようなことも言つてあります。關係上、爾來相当年月も経つておりまする今日、さような心配は現在ないかと、かように考えております。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御質問ありませんか。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入りたいと思ひます。御異議ございせんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。ではこれより討論に入ります。賛否をお述べ願ひたいと思ひます。

○井上なつゑ君 本案は討論を省略いたしまして、直ちに採決に入られますように動議を提出いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 井上委員の動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。それではこれより直ちに採決に入ります。厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について原案を可とせられる方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(塚本重蔵君) 総員起立であります。全会一致を以て本案は決定いたします。尙本會議におきます委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければなりません。これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を議院に報告することとして御承認を願ひことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。尙本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
紅露 みつ 藤森 眞治
井上なつゑ 穂積眞六郎
小杉 イ子 姫井 伊介
○委員長(塚本重蔵君) 署名漏れないと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) この際委員長に指名を一任されておりました医療と医薬に関する小委員会の委員を指名いたします。竹中七郎君、藤森眞治君、石原幹市郎君、今泉政喜君、井上なつゑ君、中平常太郎君、山下義信君、以上七人の方にお願ひいたします。

○委員長(塚本重蔵君) これより保險局に關係の請願並びに陳情を審議したいと思ひます。速記を止めて下さい。

午前十一時三十七分速記中止

午後零時十三分速記開始

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて。本日はこれで散會いたします。

午後零時十四分散會
出席者は左の通り。

委員長	塚本 重蔵君
理事	藤森 眞治君
委員	姫井 伊介君
	山下 義信君
	石原幹市郎君

竹中 七郎君
紅露 みつ君
井上なつゑ君
小杉 イ子君
穂積眞六郎君

政府委員
厚生事務官 久下 勝次君
(医務局長) 安田 巖君
(保險局長)
説明員
厚生事務官 和泉 武夫君
(厚生年金 保險課長)

三月十日本委員会に左の事件を付託された。
一、青少年飲酒防止法案(姫井伊介君外二十一名發議)

青少年飲酒防止法案
青少年飲酒防止法

(目的)
第一條 この法律は、青少年の自覚と克己並びに國民の理解と親切により、青少年が飲酒になじまないようにすることによつて、その天分の素質を養護し、心身共に健全で優良な國民を育てることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で「青少年」とは、年齢二十五年以下の者をいう。但し、この法律施行の際、現に年齢二十年以上に達している者は含まないものとする。
2 この法律で「酒類」とは、アルコール含有量三度以上の飲料をいう。(青少年に対する禁止)
第三條 青少年は、医師の指示に基づき医療用として使用する場合及び

結婚の儀式用として使用する場合を除いては、酒類を飲用してはならない。

2 国民はすべて、青少年に飲酒の機会を與えないように努めなければならない。

第四條 青少年がその飲用に供する目的で、所有し、又は所持する酒類は行政の処分で没取することができる。

第五條 年齢を偽りその他虚偽の方法で、自ら飲用に供するため、酒類を取得した青少年は、科料に処する。

(一般に対する禁止)

第六條 何人も、医師の指示に基づき医療用として使用する場合及び結婚の儀式用として使用する場合を除いては、青少年に対し、その飲用に供することを知らず、酒類を販売し、譲渡し、又は提供してはならない。

2 前項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。青少年であること又はその飲用に供することを知らなかつた場合においても、その知らなかつたことが過失によるときは同様とする。

第七條 法人の代表者がその業務について前條の違反行為をしたときは、その代表者を拘留又は科料に処する。

第八條 第六條の違反行為をした者が法人又は人の業務について当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合において、当該法人の代表者又は人がその違反行為を知つていたとき、又は知らなかつた場合でも普通の注

意をすれば知ることができるとは認められず、行為者を拘留又は科料に処する外、その法人の代表者又は人も拘留又は科料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為の処罰(酒類及び器具の没収、廃棄その他の処置を含む。)に関し、ては、なお、同法は、その効力を有する。

3 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。
第三十七條第一項第二号を次のように改める。
二 青少年飲酒防止法(昭和

年法律第 号)の罪

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一一八号)

一、国民健康保険制度改善に関する請願(第一二二二号)

一、津久見港に検疫所設置の請願(第一一七四号)

一、国立翠ヶ丘病院移転等に関する請願(第一一九四号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第一二五号)

第一一八号 昭和二十五年二月二十五日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願(二通)

請願者 香川県坂出市田町 山内義通外四百九十九名

紹介議員 岡元 義人君

心身発育の完成期にあり、人生一代の最重要期にある青少年を酒害から護り飲酒の悪へきを未然に防ぐことは、新日本将来の進展上極めて緊要の施策であるから、さきに制定された未成年飲酒禁止法の趣旨をさらに拡大強化し、満二十歳以上二十五歳未満を適用年齢とする青少年飲酒防止法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第一一二二号 昭和二十五年二月二十五日受理

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三の丸 茨城県民生部健康保険課内茨城県国民健康保険団体連合会理事長 宮田重文

紹介議員 柴田 政次君 中山 壽彦君

国民の生活安定に不可欠の国民健康保険の現状に即応するため、国民健康保険法を改正して、(一)国民健康保険の強制設立、(二)保険料を市町村税として徴収することを認めること、(三)保険事業に要する経費の補助、(四)中央会を法認団体とすること、(五)保険事業に対する金融的処置の立法化等を規定して、保険事業の振興発展を図り、将来の社会保障制度の実現に資せられたいとの請願。

第一一七四号 昭和二十五年二月二十八日受理

津久見港に検疫所設置の請願

請願者 大分県議会議長 安部 雅也

紹介議員 一松 政二君

大分県津久見町は、豊富な石灰石を埋蔵し、これを主原料とするセメント石灰、炭酸カルシウム等の移輸出があり、津久見港開港後現在まで十一隻の外国船が出入し、台湾ならびに中国向としてセメントを輸出しているため、外国船舶の検査はもろろん町内衛生取締等の必要にせまられているから、津久見港に検疫所を設置せられたいとの請願。

第一一九四号 昭和二十五年二月二十八日受理

国立翠ヶ丘病院移転等に関する請願

請願者 福島県石城郡豊間町長 馬目常吉外三名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県石城郡豊間町所在の国立翠ヶ丘病院は、大正八年に設立されて以来、当地方の結核療養に大きな貢献をしてきた。しかるに最近当地方の水産発展に伴い、病院附近に水産加工場および住宅等が増加し、加えて当病院が交通ひん繁な県道に直面しているにかかわらず病院の周辺にさくまたはへいがなため、患者は騒音に悩んでいる。一方設備、消毒および下水設備等が不完全なため、当地方の公衆衛生にも悪影響がある等現在の位置は不適当であるから、当病院より一キロ隔つた場所にある常磐炭鉱健康保険経営の結核療養所に合併移転し、移転跡に国立総合病院を設置せられたいとの請願。

第二一五号 昭和二十五年二月二十四日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 高知県長岡郡大杉村立川 浦之谷 鎌倉近江外七百四十七名

第五国会において衆参両院で遺族援護に關して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、これらに疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱、(三)未亡人、遺児の就職あっせん、(四)授産所、母子療育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度の優先利用、(六)農作物の供出および租税軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの陳情。

昭和二十五年三月二十九日印刷

昭和二十五年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所